

〇 〇 第 〇 〇 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通省〇〇地方整備局
局長 〇 〇 〇 〇 様

起 業 者
〇〇府〇〇市〇〇区〇〇
〇〇府
上記代表者 〇〇府知事 〇〇 〇〇

事 業 認 定 申 請 書

土地収用法第 16 条の規定によって、下記により、事業の認定を受けたいので、申請致します。

記

- 1 起業者の名称 〇〇府
- 2 事業の種類 一級河川〇〇川水系〇〇川改修工事（〇〇府〇〇市〇〇地内）
- 3 起 業 地
イ 収用の部分
〇〇府〇〇市〇〇地内
ロ 使用の部分
なし
- 4 事業の認定を申請する理由
一級河川〇〇川水系〇〇川（以下「〇〇川」という。）は、〇〇府〇〇市大字〇〇地内の〇〇山系〇〇山（標高 345.1m）を水源とし、〇〇市内を東から西へ流下し、JR〇〇線（〇〇線）と府道〇〇線横断後に、〇〇橋直上流の〇〇市〇〇地内で準用河川〇〇川を合流し、さらに、〇〇電鉄〇〇線横断後に、〇〇市〇〇地内で普通河川〇〇を合流し、〇〇市〇〇地内で一級河川〇〇川水系〇〇川（以下「〇〇川」という。）に合流する、総流路延長約 5.52 km、流域面積約 4.47 km²の河川であり、このうち、〇〇電鉄〇〇線橋梁地点から〇〇川合流

点までの流路延長約 0.67 km の区間が〇〇府管理の一級河川に指定されている。

〇〇川の流域は、〇〇・〇〇等への通勤・通学圏にあるため、ベッドタウンとして住宅開発が進められ、市街化が進行している上に、〇〇市役所、〇〇病院及び保育所等の公共施設等や、〇〇電鉄〇〇線、一般国道〇〇号及び〇〇道路等の基幹交通施設が存するなど、〇〇市において重要な地域である。

しかし、〇〇川の河道は狭小で、現況流下能力は最も低い〇〇橋付近（No. 30 地点）で約 25m³/秒であり、1 時間あたり 65 mm の降雨（1/30 年確率規模）に対応する計画高水流量 55m³/秒（以下「計画高水流量」という。）と比較しても著しく低い状況となっていることから、過去には、〇〇府の〇〇地域を中心に 13 万戸を超える甚大な浸水被害が発生した昭和〇〇年〇〇月の豪雨において堤防が決壊したほか、平成〇〇年〇〇月の豪雨においても河川管理施設に被害が生じている。また、人命を守ることを最優先に、大雨により想定される河川の氾濫や浸水の可能性を府民にわかりやすく提示することを目指し、〇〇府で府内の全河川において平成〇〇年度から平成〇〇年度にかけて行った氾濫解析（以下「氾濫解析」という。）においても、〇〇川では、現況河道において 1 時間あたり 65 mm の降雨（1/30 年確率規模）における想定氾濫被害が、氾濫面積 25.2ha、被害額 33.0 億円と試算されるなど、浸水の危険性が高い。

〇〇川の治水対策は、〇〇川合流点から〇〇橋直上流については、昭和〇〇年頃から進められてきた 1 時間あたり 80 mm の降雨（1/100 年確率規模）に対応する河川改修が施行済である。また、それより上流部については、平成〇〇年〇〇月に「〇〇川水系〇〇川左岸ブロック河川整備計画（変更）」（以下「整備計画」という。）が策定され、整備計画に基づき、1 時間あたり 65 mm の降雨（1/30 年確率規模）による洪水に対応し、基準地点である〇〇川合流点において計画高水流量を流下させることを目標として、順次河川改修を実施することとされたところである。

〇〇川の 1 時間あたり 80 mm の降雨（1/100 年確率規模）に対する改修済区間を除く、〇〇府〇〇市〇〇地内の〇〇橋直上流から〇〇電鉄〇〇線橋梁地点までの延長 404m の区間（以下「本件区間」という。）は、背後地には住宅並びに〇〇電鉄〇〇線、一般国道〇〇号及び〇〇道路等の基幹交通施設が存する地域であるにもかかわらず、本件区間のうち下流部にあたる〇〇府〇〇市〇〇地内の〇〇橋直上流から〇〇橋までの区間は、川幅が 5.0m～6.0m 程度と狭小であり、現況流下能力が最も低い〇〇橋付近（No. 30 地点）で約 25m³/秒と計画高水流量に対し 50% の流量にも満たない。また、氾濫解析の結果、1 時間あたり 50 mm の降雨（1/10 年確率規模）において、〇〇川左岸側に想定浸水深が床上浸水の起こりうる 0.5m 以上 3.0m 未満の箇所が広がっているなど、溢水による浸水被害が発生する危険性が極めて高く、人命及び財産保護の観点から早急な改修工事が必要な区間である。

このような状況に対処するため、早急に流下能力の向上を図る必要から、本件

区間を全体計画区間とし、現況河道の拡幅及び河床の掘削を行う一級河川〇〇川水系〇〇川改修工事（以下「本件事業」という。）を計画したものである。

本件事業の完成により、河道が狭小なことから流下能力が低く、溢水による浸水被害が発生する危険性が極めて高い本件区間について、計画高水流量を安全に流下させることができ、本件区間の流下能力の向上が図られ、1時間あたり65mmの降雨（1/30確率規模）における本件区間とその下流域の溢水による浸水被害の軽減に寄与するものである。

今回、事業の認定を申請する事業は、本件区間の延長404mのうち、既に用地取得が完了している〇〇橋から〇〇電鉄〇〇線橋梁地点までの延長154mの区間を除く、〇〇府〇〇市〇〇地内の〇〇橋直上流から〇〇橋までの延長250mの区間（以下「申請起業地区間」という。）における一級河川の改修工事であり、土地収用法第3条第2号に該当する事業である。

申請起業地区間に必要な土地の面積は3559㎡、土地所有者及び関係人は〇〇名であり、平成〇〇年〇〇月から用地取得の協議を開始し、平成〇〇年〇〇月末現在で事業に必要な土地の面積のうち約97%にあたる3437㎡、土地所有者及び関係人のうち約17%にあたる〇〇名については、任意により用地の取得を完了しているものである。

起業者としては、今後とも誠意をもって用地取得の協議を重ね、円満に解決するよう努めるものであるが、任意による解決が困難な場合には、速やかに収用委員会の公正な裁決を受けられるよう、あらかじめ事業の認定を受けて、事業の計画的な遂行を図ろうとするものである。

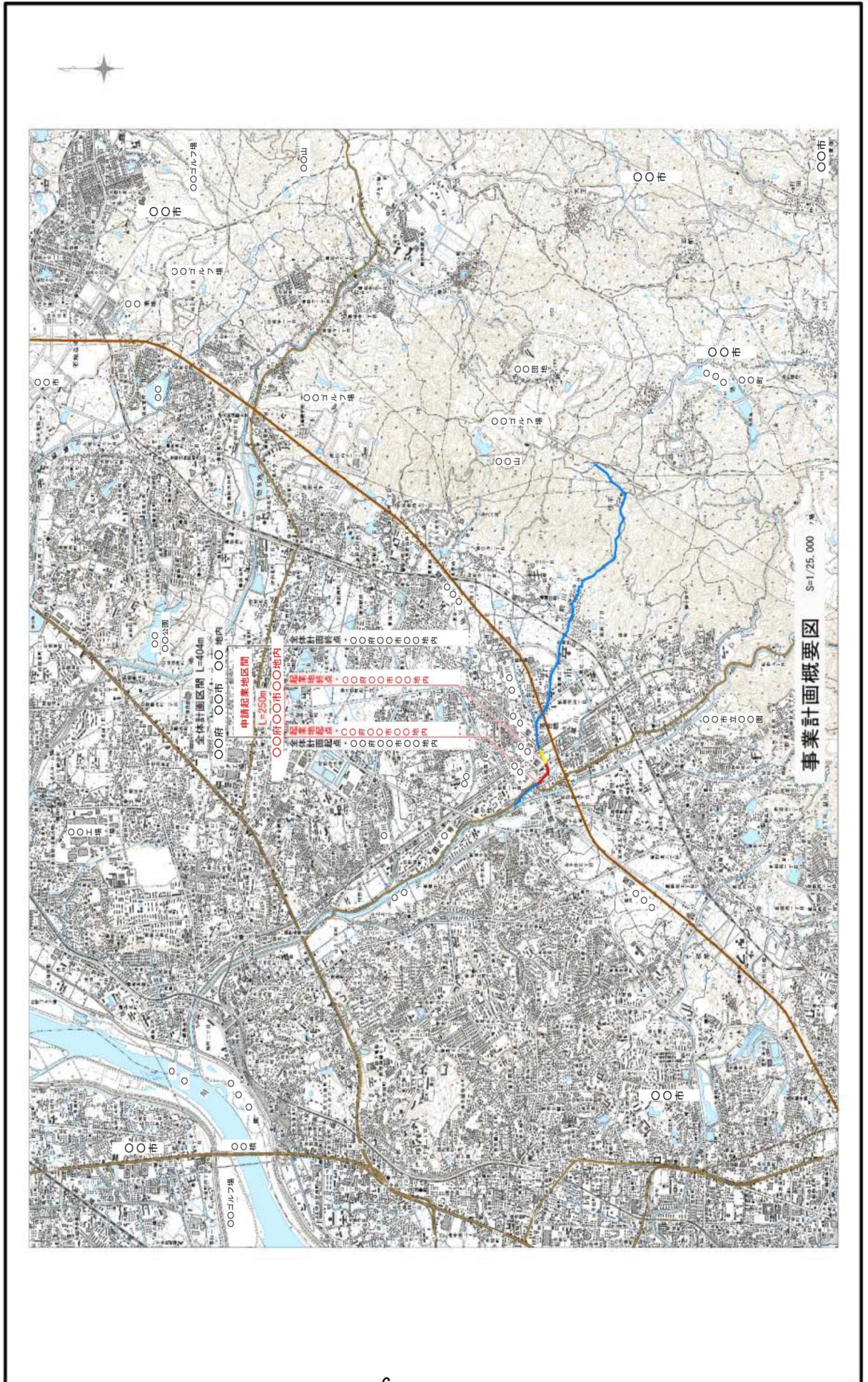
添 付 書 類 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------|
| 1. 事業計画書 | | 添付書類第 1 号 |
| 2. 法第 4 条に規定する土地に関する調書 | | 添付書類第 2 号 |
| 3. 法第 4 条に規定する土地の管理者の意見書 | | 添付書類第 3 号 |
| 照会文(写し) | 〇〇通 | |
| 回答文(写し) | 〇〇通 | |
| 4. 法第 15 条の 14 の規定に基づき講じた措置の実施状況を記載した書面 | | 添付書類第 4 号 |
| 5. 起業地の位置を表示する図面(縮尺 1/25,000) | 全 1 葉 | 添付図面第 1 号 |
| 6. 起業地、事業計画及び法第 4 条に規定する土地を表示する図面(縮尺 1/500) | 全 1 葉 | 添付図面第 2 号 |
| 7. 標準横断面図(縮尺 1/50) | 全 1 葉 | 添付図面第 3 号 |
| 8. 縦断面図(縮尺 縦 1/100、横 1/500) | 全 1 葉 | 添付図面第 4 号 |

添付書類 第1号

1. 事業計画書

(図表省略) 事業概要図



65mm/hr : 1/30 年確率

単位 : m³/秒

◎ : 基準地点

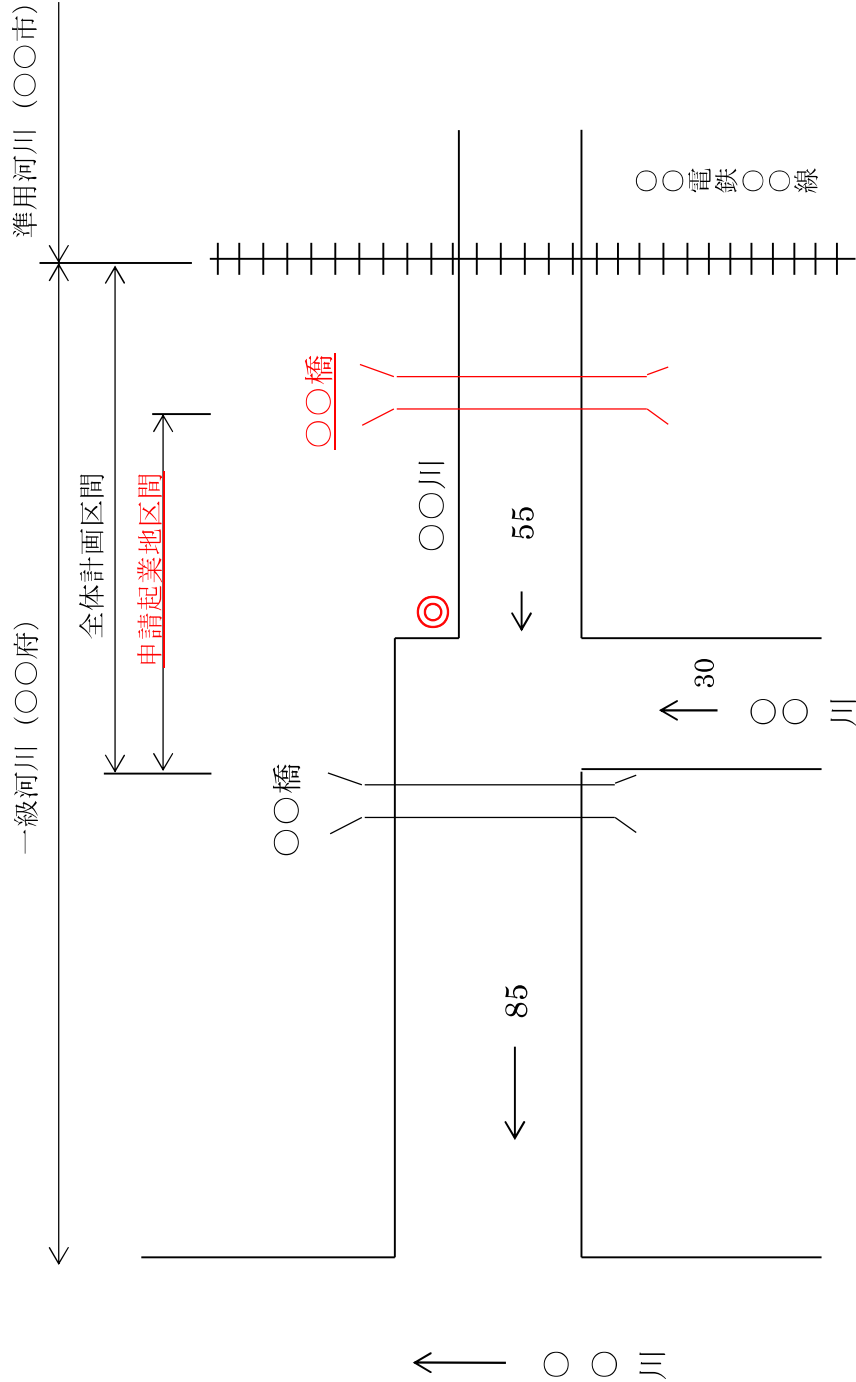


図-1. 一級河川〇〇川水系〇〇川計画高水流量

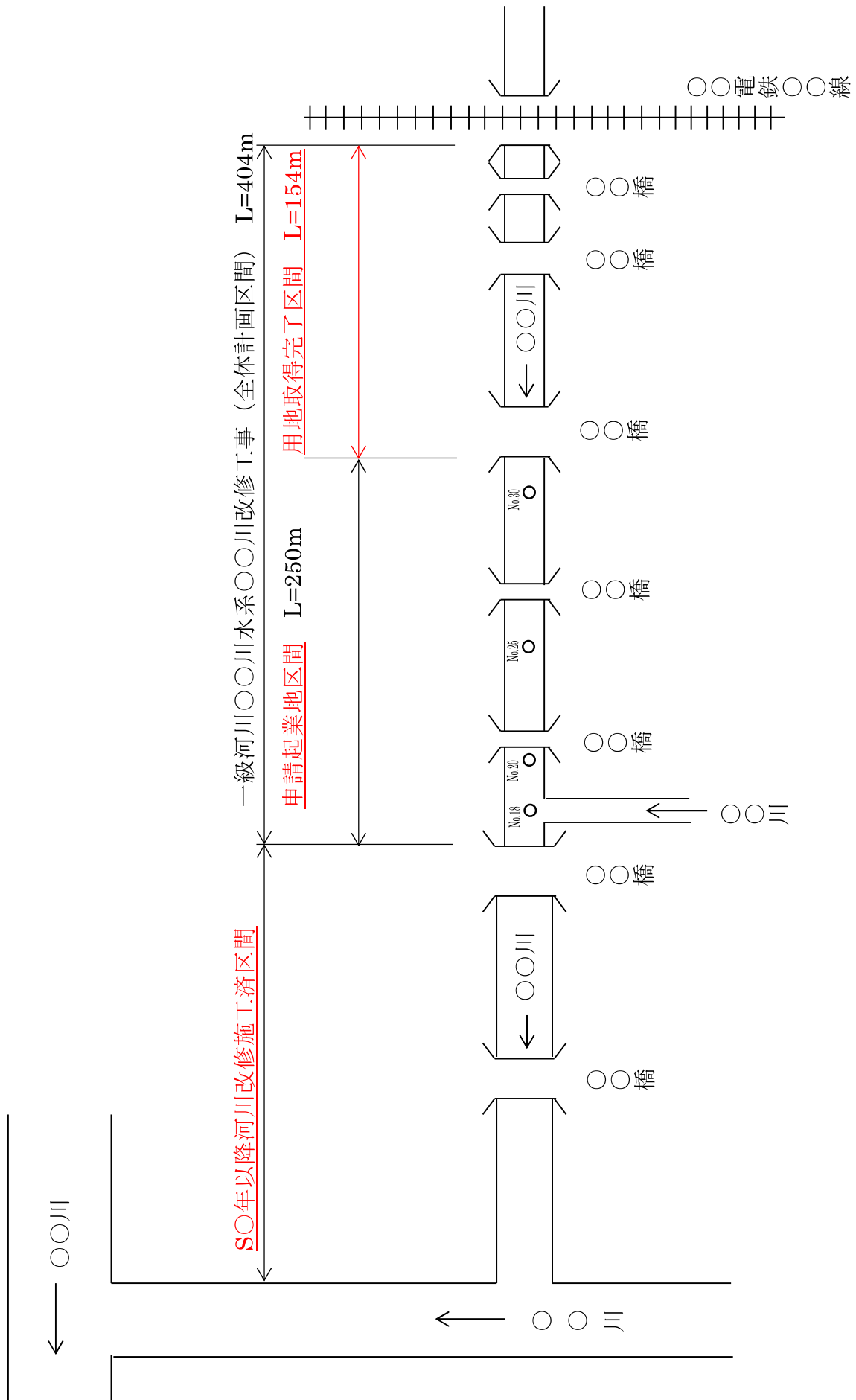


図-2. 事業説明図

添付書類第1号

事業計画書

1. 事業計画の概要

(1) 全体計画

一級河川〇〇川水系〇〇川（以下「〇〇川」という。）は、〇〇府〇〇市大字〇〇地内の〇〇山系〇〇山（標高 345.1m）を水源とし、〇〇市内を東から西へ流下し、JR〇〇線（〇〇線）と府道〇〇線横断後に、〇〇橋直上流の〇〇市〇〇地内で準用河川〇〇川を合流し、さらに、〇〇電鉄〇〇線横断後に、〇〇市〇〇地内で普通河川〇〇川を合流し、〇〇市〇〇地内で一級河川〇〇川水系〇〇川（以下「〇〇川」という。）に合流する、総流路延長約 5.52 km、流域面積約 4.47 km²の河川であり、このうち、〇〇電鉄〇〇線橋梁地点から〇〇川合流点までの流路延長約 0.67 kmの区間が〇〇府管理の一級河川に指定されている。

〇〇川の流域は、〇〇・〇〇等への通勤・通学圏にあるため、ベッドタウンとして住宅開発が進められ、市街化が進行している上に、〇〇市役所、〇〇病院及び保育所等の公共施設等や、〇〇電鉄〇〇線、一般国道〇〇号及び〇〇道路等の基幹交通施設が存するなど、〇〇市において重要な地域である。

しかし、〇〇川の河道は狭小で、現況流下能力は最も低い〇〇橋付近（No. 30 地点）で約 25m³/秒であり、1 時間あたり 65 mmの降雨（1/30 年確率規模）に対応する計画高水流量 55m³/秒（以下「計画高水流量」という。）と比較しても著しく低い状況となっていることから、過去には、〇〇府の〇〇地域を中心に 13 万戸を超える甚大な浸水被害が発生した昭和〇〇年〇〇月の豪雨において堤防が決壊したほか、平成〇〇年〇〇月の豪雨においても河川管理施設に被害が生じている。また、人命を守ることを最優先に、大雨により想定される河川の氾濫や浸水の可能性を府民にわかりやすく提示することを目指し、〇〇府で府内の全河川において平成〇〇年度から平成〇〇年度にかけて行った氾濫解析（以下「氾濫解析」という。）においても、〇〇川では、現況河道において 1 時間あたり 65 mmの降雨（1/30 年確率規模）における想定氾濫被害が、氾濫面積 25.2ha、被害額 33.0 億円と試算されるなど、浸水の危険性が高い。

〇〇川の治水対策は、〇〇川合流点から〇〇橋直上流については、昭和〇〇年頃から進められてきた 1 時間あたり 80 mmの降雨（1/100 年確率規模）に対応する河川改修が施行済である。また、それより上流部については、平成〇〇年〇〇月に「〇〇川水系〇〇川左岸ブロック河川整備計画」を策定し、具体的な目標として 1 時間あたり 50mm の降雨（1/10 年確率規模）による洪水の防御を行うものとして順次河川改修が進められてきたが、その後、従来の治水対策について、〇〇府河川整備委員会「今後の治水対策の進め方」検討部会にて検証が行われた結果、平成〇〇年〇〇月に「〇〇川水系〇〇川左岸ブロック河川整備計画（変更）」（以下「整備計画」という。）が策定され、整備計画に基づき、1 時間あたり 65 mmの降雨（1/30 年確率規模）による洪水に対応し、基準地点である〇〇川合流点において計画高水流量を

流下させることを目標として、順次河川改修を実施することとされたところである。

〇〇川の1時間あたり80mmの降雨（1/100年確率規模）に対する改修済区間を除く、〇〇府〇〇市〇〇地内の〇〇橋直上流から〇〇電鉄〇〇線橋梁地点までの延長404mの区間（以下「本件区間」という。）は、背後地には住宅並びに〇〇電鉄〇〇線、一般国道〇〇号及び〇〇道路等の基幹交通施設が存する地域であるにもかかわらず、本件区間のうち下流部にあたる〇〇府〇〇市〇〇地内の〇〇橋直上流から〇〇橋までの区間は、川幅が5.0m～6.0m程度と狭小であり、現況流下能力が最も低い〇〇橋付近（No.30地点）で約25m³/秒と計画高水流量に対し50%の流量にも満たない。また、氾濫解析の結果、1時間あたり50mmの降雨（1/10年確率規模）において、〇〇川左岸側に想定浸水深が床上浸水の起こりうる0.5m以上3.0m未満の箇所が広がっているなど、溢水による浸水被害が発生する危険性が極めて高く、人命及び財産保護の観点から早急な改修工事が必要な区間である。

このような状況に対処するため、早急に流下能力の向上を図る必要から、本件区間を全体計画区間とし、現況河道の拡幅及び河床の掘削を行う一級河川〇〇川水系〇〇川改修工事（以下「本件事業」という。）を計画したものである。

本件事業の完成により、河道が狭小なことから流下能力が低く、溢水による浸水被害が発生する危険性が極めて高い本件区間について、計画高水流量を安全に流下させることができ、本件区間の流下能力の向上が図られ、1時間あたり65mmの降雨（1/30年確率規模）における本件区間とその下流域の溢水による浸水被害の軽減に寄与するものである。

(2) 申請起業地区間

今回、事業の認定を申請する区間（以下、「申請起業地区間」という。）は、本件区間延長 404mのうち、既に用地取得が完了している〇〇橋から〇〇電鉄〇〇線橋梁地点までの延長 154mの区間を除く、〇〇府〇〇市〇〇地内の〇〇橋直上流から〇〇橋までの延長 250mの区間である。

申請起業地区間の計画諸元は次のとおりである。

- | | | |
|----------|---------|---------------------------------|
| ① 施行区間 | 起点 | 〇〇府〇〇市〇〇地内 |
| | 終点 | 〇〇府〇〇市〇〇地内 |
| ② 施行延長 | | 250m |
| ③ 河道計画 | | |
| イ | 天端幅 | 3.0 m |
| ロ | 余裕高 | 0.6 m |
| ハ | 法勾配（川表） | 1:0.5 |
| ④ 計画高水流量 | | 55m ³ /秒（年超過確率 1/30） |
| ⑤ 計画高水位 | | 0. P+24.79m～25.35m |
| ⑥ 工事量 | | |
| イ | 掘削工 | 4,600m ³ |
| ロ | 護岸工 | 2,600 m ² |
| ハ | 橋梁工 | 2 橋 |

2. 事業の開始及び完成の時期

(1) 全体計画区間

開始の時期 平成〇〇年〇〇月

完成の時期 平成〇〇年〇〇月

(2) 申請起業地区間

開始の時期 平成〇〇年〇〇月

完成の時期 平成〇〇年〇〇月

3. 事業に要する経費及びその財源

(1) 事業に要する経費

(単位：百万円)

	全体計画	起業地計画			
		合計	平成〇年度 ま で	平成〇年度	平成〇年度 以 降
工事費	860	860	389	65	406
用地費 及び補償費	268.9	268.9	215.9	53	0
その他	281.1	281.1	77.4	19.1	184.6
計	1,410	1,410	682.3	137.1	590.6

(2) 財 源

	国 費	府 費
所 管	国 土 交 通 省	〇 〇 府
負 担 率	1/2	1/2
会 計 名	一 般 会 計	一 般 会 計
項	社 会 資 本 総 合 整 備 事 業 費	河 川 海 岸 費
目	〇〇府内の水害・土砂災害対策の推進(防災・安全)緊急対策	河 川 砂 防 費
目の細部	〇〇府内の水害・土砂災害対策の推進(防災・安全)緊急対策	河 川 改 良 費 (公 共)

根拠法令(河川法第六十条第二項)に基づき国費負担率は1/2となる。

4. 事業の施行を必要とする公益上の理由

〇〇川の流域は、〇〇電鉄〇〇線〇〇市駅の周辺地域にあり、1 駅隣の〇〇駅からJR〇〇線（〇〇線）〇〇駅へも連絡していることから、〇〇・〇〇等への通勤・通学圏にあるため、ベッドタウンとして住宅開発が進められ、市街化が進行している上に、〇〇市役所、〇〇病院及び保育所等の公共施設等や、〇〇電鉄〇〇線、一般国道〇〇号及び〇〇道路等の基幹交通施設が存するなど、〇〇市において重要な地域である。



〇〇電鉄〇〇線

航空写真による変遷の状況（昭和 46 年→平成 22 年）

	世帯数	人口	人口密度 (人/km ²)	人口増加率 (%)
昭和〇年	10,506	36,691	1,450.8	—
昭和〇年	14,364	52,732	2,085.1	43.7
昭和〇年	17,227	61,425	2,428.8	16.5
昭和〇年	18,359	64,205	2,538.8	4.5
平成〇年	19,504	65,308	2,555.1	1.7
平成〇年	22,896	72,404	2,833.8	10.9
平成〇年	25,695	76,919	3,010.5	6.2
平成〇年	27,269	77,644	3,038.9	0.9
平成〇年	28,488	77,686	3,041.0	0.05

しかし、〇〇川の流域は、〇〇川本川の流下勾配に沿って北北西に向かって地盤高が低くなっており、現況流下能力は最も低い〇〇橋付近 (No. 30 地点) で約 25m³/秒であり、計画高水流量と比較しても著しく低い状況となっていることから、過去には、〇〇府の〇〇地域を中心に 13 万戸を超える甚大な浸水被害が発生した昭和〇〇年〇〇月の豪雨において堤防が決壊したほか、平成〇〇年〇〇月の豪雨においても河川管理施設に被害が生じている。また、氾濫解析においても、〇〇川では、現況河道において 1 時間あたり 65 mm の降雨 (1/30 年確率規模) における想定氾濫被害が、氾濫面積 25.2ha、被害額 33.0 億円と試算されるなど、浸水の危険性が高い。

このような水害の発生を防ぐため、〇〇川の治水対策として、〇〇川合流点から〇〇橋直上流については、昭和〇〇年頃から進められてきた 1 時間あたり 80 mm の降雨 (1/100 年確率規模) に対応する河川改修が施行済である。また、それより上流部については、平成〇〇年〇〇月に「〇〇川水系〇〇川左岸ブロック河川整備計画」を策定し、具体的な目標として 1 時間あたり 50mm の降雨 (1/10 年確率規模) による洪水の防御を行うものとして順次河川改修が進められてきたが、その後、従来の治水対策について、〇〇府河川整備委員会「今後の治水対策の進め方」検討部会にて検証が行われた結果、平成〇〇年〇〇月に「〇〇川水系〇〇川左岸ブロック河川整備計画 (変更)」(以下「整備計画」という。) が策定され、整備計画に基づき、1 時間あたり 65 mm の降雨 (1/30 年確率規模) による洪水に対応し、基準地点である〇〇川合流点において計画高水流量を流下させることを目標として、順次河川改修を実施することとされたところである。

本件区間は、背後地には住宅並びに〇〇電鉄〇〇線、一般国道〇〇号及び〇〇道

路等の基幹交通施設が存する地域であるにもかかわらず、本件区間のうち下流部にあたる〇〇府〇〇市〇〇地内の〇〇橋直上流から〇〇橋までの区間は、川幅が5.0m～6.0m程度と狭小であり、現況流下能力が最も低い〇〇橋付近（No. 30 地点）で約 25m³/秒と計画高水流量に対し 50%の流量にも満たない。また、氾濫解析の結果、1時間あたり 50 mmの降雨（1/10 年確率規模）において、〇〇川左岸側に想定浸水深が床上浸水の起こりうる 0.5m 以上 3.0m 未満の箇所が広がっているなど、溢水による浸水被害が発生する危険性が極めて高く、ひとたび水害が発生すると、氾濫解析の結果のとおり、社会的及び経済的に甚大な被害が生じるため、人命及び財産保護の観点から早急な改修工事が必要な区間である。

このような状況に対処するため、本件事業を早急に実施し、現況河道の拡幅及び河床の掘削を行い計画高水流量を安全に流下させることで、1時間あたり 65 mmの降雨（1/30 年確率規模）において、溢水による浸水被害の軽減に寄与するものである。これにより、地域住民の不安を解消するとともに、生命及び財産の保全が可能となり、その社会的、経済的効果は大きく、本件事業の公益性は極めて大きなものがある。

なお、本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）及び〇〇府環境影響評価条例（平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇府条例第〇〇号）に基づく環境影響評価実施が義務付けられている事業には該当しないが、本件事業が生活環境等に与える影響については、掘削・護岸工事の施工において無振動・無騒音の鋼矢板圧入機や低騒音型掘削機械を使用し、必要に応じてフェンス等騒音対策、散水等防塵対策及び汚濁水拡散防止フェンス等水質汚濁防止対策を実施し、市道等に誘導員を配置して機械の走行の安全を図るため、影響は軽微である。

また、本件区間及びその周辺に生息及び生育する希少な動植物への事業実施による影響について、平成〇〇年〇〇月に起業者において任意の調査を実施し、専門家の意見も踏まえた結果、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）及び〇〇府レッドリストに掲載されている起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動植物は見受けられず、〇〇府レッドリストに掲載されていないその他の動植物については、工事に伴い、一時的には水生生物の生息量は、減少すると思われるが、水際植生の保全・再生や上下流の生物移動の連続性の確保などにより、工事完了後には、現況と同程度には復元するものと判断されており、工事の施工による影響は軽微であると予測されている。

このほか、本件区間内の土地には、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていないが、本件事業の工事によって発見された場合は、すみやかに〇〇府教育委員会と協議を行うこととしている。

加えて、〇〇川の沿川自治体である〇〇市から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のとおり、本事業は、1時間あたり 65 mmの降雨（1/30 年確率規模）による

浸水被害を軽減し、地域住民の生命及び財産並びに公共施設の保全を図ることができることから、その社会的、経済的効果は著しく、公益に資するところは極めて大きなものがある。

表－1 ○○川流域被害状況一覧

		○ ○ 市			
年・月	降雨要因	床上	床下	計	その他
S○. ○	梅雨前線	不明	不明	不明	堤防決壊
H○. ○	豪雨	-	-	-	河川施設被害

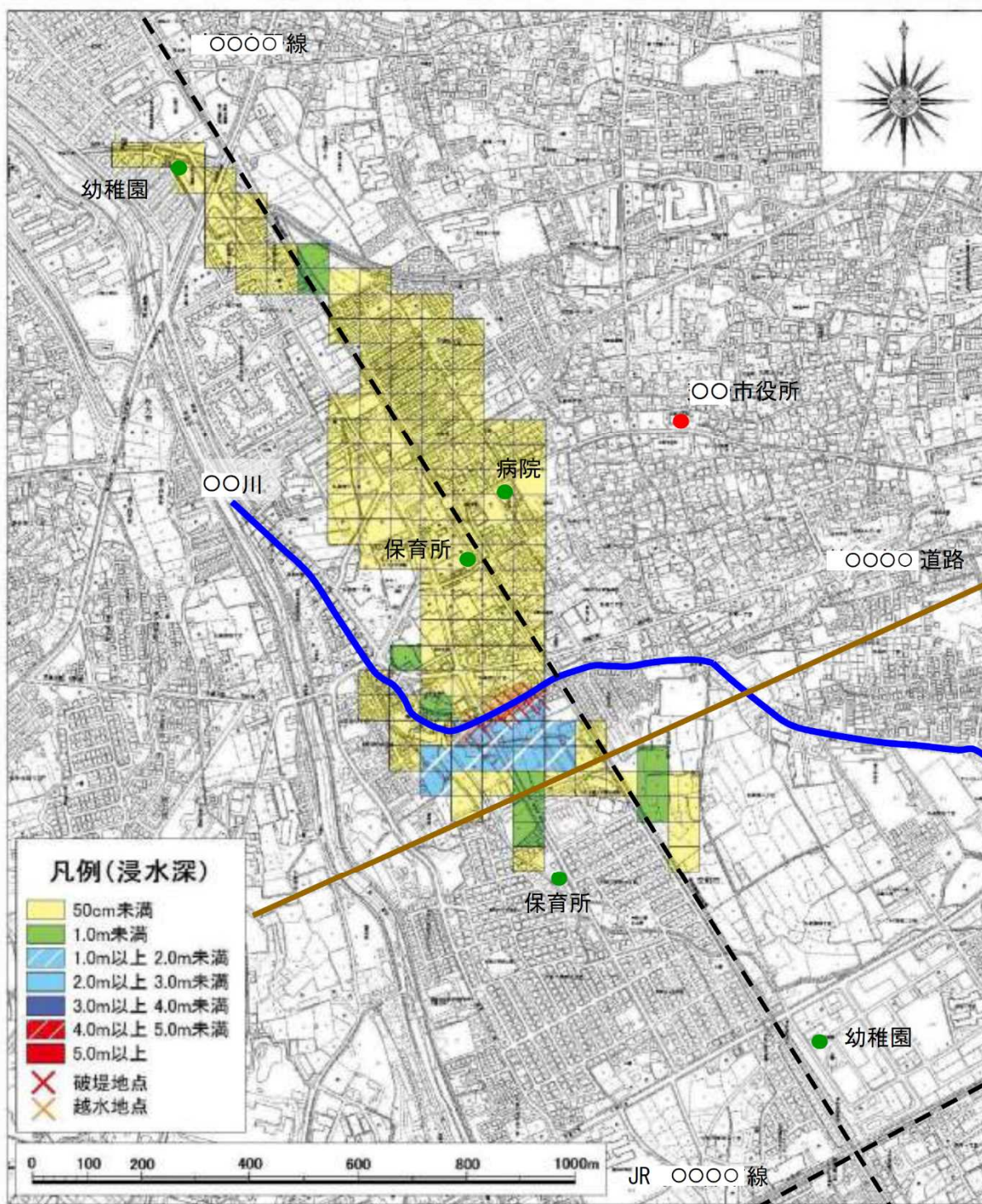
表－2 ○○府が実施した氾濫解析による○○川流域の想定氾濫被害

項目	想定被害数量
氾濫面積	25.2 ha
被害額	33.0 億円

平成○○年度 第○○回 ○○府河川整備委員会資料より

※想定氾濫被害：現況施設に対して1時間あたり65mmの降雨（1/30年確率規模）が発生した際に生じる被害面積及び被害額

想定氾濫区域図（1/30年確率降雨）



想定氾濫区域図（1/30年確率降雨）

平成〇〇年〇〇月作成

5. 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由

(1) 事業に必要な土地の面積

ア 収用の部分

(単位:m²)

地 目	面 積	備 考
宅 地	122	
畑	96	
道 路	515	
河 川	2,826	
計	3,559	

イ 使用の部分

なし

(2) 起業地内にある主な物件の数量

目 種 別	項	単 位	数 量	備 考
建物 (住家)		棟	1	
建物 (非住家)		棟	1	
計		棟	2	

(3) これらを必要とする理由

これらの土地は、事業計画の概要で述べたとおり、本件事業を施行するために必要な最小限の用地である。物件については起業地に存在し、起業地外に移転を要する主なものである。

6. 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由

本件事業は、〇〇府〇〇市〇〇地内の〇〇橋直上流から〇〇電鉄〇〇線橋梁地点までの流下能力不足区間について、整備計画に基づき、計画高水流量を円滑に流下させるため、河道の拡幅や河床の掘削を行うことを目的として施行するものである。

本件事業を施行するにあたっての改修方法としては、沿川には人家が連坦し市街化が進んだ現地状況等を勘案すると、①河道の幅を広げ河床を掘り下げ、流下能力を向上させる河道改修(河床掘削)案、②河道の幅を広げ流下能力を向上させる河道改修(引堤)案、③バイパス水路を新設し上流(準用河川〇〇)からの全量を流下させる放水路案、④上流(準用河川〇〇)からの全量を一時的に貯留させる遊水地案の4案が考えられる。

しかし、このうち②河道改修(引堤)案は、新たに用地を取得する範囲が広く、現住家屋が多いため、すべての用地取得までに多大な時間を要するうえに、地域住民の生活に与える影響が比較的大きい。また、現況河道の改変を伴うため、河道内の水生生物や植物への影響を及ぼす。さらに、①案と比べると振動等への対応策を検討する必要性があることから工事施工の難易度は高く、経済性の点でも劣ることから、適切な改修方法ではないものと判断される。

③放水路案は、〇〇道路側道下に放水路を設置するため、新たな用地取得は立坑用地程度のみで、土地利用の点では地域住民の生活に与える影響は比較的小さく、河道に関連する工事による自然環境への影響はほとんどない。しかし、〇〇道路側道下にはすでに共同溝が埋設されており、施工空間がほとんどないことから施工が困難であることに加え、地下構造物を築造する工事の際に、周辺構造物への影響(変位)が懸念される。さらに、①案と比べると経済性の点でも劣ることから、適切な改修方法ではないものと判断される。

④遊水地案では、遊水地設置個所に大規模な用地の取得が必要であり、農地が更地となるなど土地利用の変化が大きいため、地域住民の生活に与える影響は大きいことに加えて、受益者と土地提供者が違うため、用地の取得が困難である。また、遊水地設置箇所の動植物の生息環境への影響が大きい。なお、〇〇府下で同様の工事实績もあるため、工事施工の難易度は低いが、経済性においても他案より大きく劣ることから、適切な改修方法ではないものと判断される。

①河道改修(河床掘削)案については、新たに用地を取得する範囲が少なく、土地利用の点では地域住民の生活に与える影響は比較的小さい。また、現況河道の改変を伴うため、河道内の水生生物や植物に影響を及ぼすが、施工方法は、改修済み区間での工事实績もあり、一般的な河川改修工事であるため工事の難易度は低く、経済性においても他案より優れている。このため、社会的、技術的及び経済的要素を総合的に判断して、他案より利点が多いことから、本件事業においては最も適切な改修方法

であると判断される。

よって、本件事業の改修方法は、現況河道の拡幅及び河床の掘削を行い、必要な河積を確保させる改修方法（①河道改修（河床掘削）案）を採用することとした。

以上のおり、総合的に判断すると、本件事業における改修方法は、社会的、技術的及び経済的に最良のものであり、当該土地を起業地として用いることは、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものである。

前川代替案の比較表

比較項目		① 河道改修（河床掘削）案【申請案】	② 河道改修（引堤）案	③放水路案	④遊水地案
社会的項目	支障物件	2棟 (宅地) 122㎡	9棟 (宅地) 380㎡	0棟 (宅地) 70㎡	0棟 (田、畑) 171,000㎡
	取得必要面積	概ね現況河道内での改修となり、新たな用地取得が比較的少なく、地域住民の生活に与える影響は小さい。	沿川に家屋が連坦しており、新たな用地取得のためには多数の建替えが必要であり、地域住民の生活に与える影響は大きい。	取水と排水のための立坑用地の取得は必要となるが、地下構造物であるため、地域住民の生活に与える影響は小さい。	効果的な貯留面積を確保するために、新たに大規模な用地取得を必要とする必要があり、農地が更地となるなど土地利用の変化が大きい。地域住民の生活に与える影響は大きく、受益者と土地提供者が違いため、用地の取得が困難である。
技術的項目	環境に与える影響	護岸勾配に変化はなく、希少種は確認されていないが、河床掘削を行うため、河道内の水生生物や植物の生息環境に影響を及ぼす。	護岸勾配に変化はなく、希少種は確認されていないが、引堤を行うため、河道内の水生生物や植物の生息環境に影響を及ぼす。	現況河道への影響はほとんどないが、新たに放水路を開削する区間については影響を及ぼす。	遊水地設置箇所（農地）の動植物の生息環境が大きく変えられる。広範囲の掘り下げを行うため、周辺の地下水などへの影響が懸念される。
	工事内容	50%程度対応後の河床を掘削し、若干拡張することで河積を確保する。(河道幅 7.80m)	50%程度対応後の河床高を固定し、川幅を比較的大きく広げることで河積を確保する。(河道幅 8.80m)	第二京阪道路側道下には、すでに共同溝が埋設されており施工空間がほとんどないこと、シールド推進による周辺構造物への影響（変位）が懸念されること、排水部、立坑築造部などにおいて、地下埋設物への影響が考えられ、吊り防護などの対応が必要となることから、工事施工の難易度は高くなる。	府管理区間上流の準用河川○○川と○○道路との交差部より○○道路の側道下に放水路を設置し、準用河川○○川の全量を放水路から○○川へ分流する。
経済性	工事施工の難易度	一般的な河川改修工事であり、改修済み区間（天野川合流点～砂子橋）で同様の工事実績もあるため、工事施工の難易度は低い。	近年改修した護岸や橋梁を再度改修する必要があること、また、施工時に近接する家屋への影響が懸念されるため、必要に応じ、振動等への対応策を検討することから、工事施工の難易度は高くなる。	第二京阪道路側道下には、すでに共同溝が埋設されており施工空間がほとんどないこと、シールド推進による周辺構造物への影響（変位）が懸念されること、排水部、立坑築造部などにおいて、地下埋設物への影響が考えられ、吊り防護などの対応が必要となることから、工事施工の難易度は高くなる。	施工に先立ち、モデル実験など十分な検討を踏まえ、適切な取水形式、取水形状を検討する必要があるが、大阪府下で同様の工事実績もあるため、工事施工の難易度は低い。
	総合判断	新たに用地を取得する範囲が少なく、土地利用の点では地域住民の生活に与える影響は比較的小さい。現況河道の変更を伴うため、河道内の水生生物や植物に影響を及ぼすが、改修済み区間での工事実績があり、工事施工の難易度は他家よりも低く、経済性及び経済的要素を総合的に判断して、他家よりも利点が多い。	新たに用地を取得する範囲が広く、現住家屋が多いため、すべての用地取得までに多大な時間を要するうえに、地域住民の生活に与える影響が比較的大きい。また、現況河道の変更を伴うため、河道内の水生生物や植物への影響を及ぼす。さらに、①案と比べることで対応策を検討する必要があることから、工事施工の難易度は高く、経済性の点でも劣ることから、適切な改修方法ではないものと判断される。	新たな用地取得は立坑用地程度のみで、土地利用の点では地域住民の生活に与える影響は比較的小さく、河道に隣接する工事による自然環境への影響はほとんどない。しかし、○○道路側道下にはすでに共同溝が埋設されており、施工空間がほとんどないことから施工が困難であることに加え、地下埋設物を築造する工事の際に、周辺構造物への影響（変位）が懸念される。さらに、①案と比べることで対応策を検討する必要があることから、工事施工の難易度は高く、経済性の点でも劣ることから、適切な改修方法ではないものと判断される。	遊水地設置箇所に大規模な用地の取得が必要であり、農地が更地となるなど土地利用の変化が大きい。地域住民の生活に与える影響は大きいことに加え、受益者と土地提供者が違いため、用地の取得が困難である。また、遊水地設置箇所の動植物の生息環境への影響が大きい。なお、○○府下で同様の工事実績もあるため、工事施工の難易度は低い。経済性及び経済的要素を総合的に判断して、他家よりも利点が多い。
		採用	不採用	不採用	不採用